

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
及び特例条例等

	報酬条例	特例条例	特例条例
稲沢市	1ページ	-	
高浜市	9ページ	15ページ	
豊明市	17ページ	23ページ	
日進市	25ページ	31ページ	
東郷町	33ページ	39ページ	41ページ
みよし市	43ページ	47ページ	
豊山町	49ページ	55ページ	57ページ
長久手市	59ページ	73ページ	



## ○稲沢市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和35年4月1日  
条例第11号

(趣旨)

第1条 [この条例](#)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、稲沢市議会議員(以下「市議会議員」という。)に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第1条の2 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 554,000円

副議長 月額 504,000円

議員 月額 483,000円

(議員報酬の支給方法)

第2条 議長及び副議長には、その選挙された日の翌日から、議員にはその職についた日から日割計算によりそれぞれ議員報酬を支給する。ただし、議長又は副議長が選挙された日以前に在職していないときは、選挙された日から日割計算により議員報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給し、死亡によりその職を離れたときは、その日の属する月分までの議員報酬を支給する。

3 [前2項](#)に規定する議員報酬は、いかなる場合においても重複して支給しない。

4 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

5 議員報酬の支給日は、一般職の職員の例による。

(議員報酬の支給停止等)

第2条の2 議長、副議長又は議員が、刑事事件(外国の刑事事件を含む。以下同じ。)の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けたときは、その処分を受けた日からその処分が解かれた日までの期間(以下「逮捕等期間」という。)の議員報酬は、その逮捕等期間の属する月の現日数を基礎として日割計算により算出した額の支給を停止する。ただし、既に支給された議員報酬又は市長がその処分を受けたことを知った時が支給日直前であることにより支給を停止することができない議員報酬については、この限りでない。

2 [前項本文](#)の規定による議員報酬の支給の停止は、その停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分があつたとき、又はその停止に係る刑事事件について無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)が確定したときは、これを解除し、その停止されていた議員報酬を支給する。

(議員報酬の不支給等)

第2条の3 議長、副議長又は議員が、[前条第1項本文](#)の規定による議員報酬の支給の停止に係る刑事事件について、[次の各号](#)に該当する場合には、[当該各号](#)に掲げる期間に係る議員報酬は支給しない。この場合において、既に支給したものがあるときは、日割計算により算出した額を返納させるものとする。

(1) 有罪判決が確定した場合 逮捕等期間

(2) 刑の執行のため刑事施設に収容された場合 刑事施設に収容された期間

第2条の4 議長、副議長又は議員が、任期中の連続する2回の定例会並びにその2回の定例会の間に開かれた議会の会議及び委員会の全てを[第2条の2第1項本文](#)に規定する処分を受けたこと以外の理由により欠席した場合は、その2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。

2 [前項](#)の規定により議員報酬を支給しないこととされた者が、議会の会議又は委員会に出席したときは、その出席した日の属する月以降の議員報酬を支給する。

3 [第1項](#)の欠席が公務上の災害、病気、出産その他のやむを得ない事情によるものとして議長が認めるものであるときは、[同項](#)の規定は適用しない。

4 議長は、[前項](#)の規定により、[第1項](#)の欠席が公務上の災害、病気、出産その他のやむを得ない事情によるものであると認めようとするときは、あらかじめ議会運営委員会に諮らなければならない。

(費用弁償)

第3条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときはその旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、内国旅行の旅費については別表のとおりとし、外国旅行の旅費については、市長に支給する旅費の額に相当する額とする。

3 前項に定めるものの外議長、副議長及び議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議長、副議長及び議員に支給する。これらの期日前1月以内に任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満限に達した者等」という。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

(期末手当の支給方法)

第5条 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

(期末手当の支給停止等)

第5条の2 基準日以前6か月以内の期間において、逮捕等期間がある場合には、その基準日に係る期末手当のうち、その逮捕等期間(その基準日以前6か月以内に係る部分に限る。)の日数に応じて、その基準日以前6か月以内の期間におけるその者の市議会議員としての在職期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額の支給を停止する。

2 第2条の2第2項の規定は、前項の規定により期末手当の支給を停止した場合に準用する。

(期末手当の不支給)

第5条の3 基準日以前6か月以内の期間において第2条の3又は第2条の4第1項の規定により議員報酬を支給しないこととした期間(第2条の3後段に規定する議員報酬の返納の対象となる期間を含む。)がある場合には、その基準日に係る期末手当のうち、その期間(その基準日以前6か月以内の期間に係る部分に限る。)の日数に応じて、その基準日以前6か月以内の期間におけるその者の市議会議員としての在職期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額は支給しない。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(祖父江町及び平和町の編入に伴う経過措置)
- 2 祖父江町及び平和町の編入の日(以下「編入日」という。)から市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項で定める期間における編入日前の祖父江町議会及び平和町議会の議員で引き続き稲沢市議会の議員となつたもの(議長及び副議長を除く。)の報酬は、第1条の2の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	議員報酬月額
編入日前の祖父江町議会の議員	285,000円

編入日前の平和町議会の議員

275,000円

- 3 [第4条第2項](#)の規定の適用については、[同項](#)に規定する在職期間に編入日前の祖父江町議会又は平和町議会の議員として在職した期間を通算する。  
(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する[第4条第2項](#)の規定の適用については、[同項](#)中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。
- 附 則(昭和35年条例第14号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。
- 附 則(昭和35年条例第19号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和35年7月1日から適用する。
- 附 則(昭和36年条例第1号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日より適用する。
- 附 則(昭和36年条例第29号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。
- 附 則(昭和37年条例第6号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和38年条例第16号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和38年6月1日から適用する。
- 附 則(昭和39年条例第1号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。
- 附 則(昭和40年条例第1号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和39年12月1日から適用する。
- 附 則(昭和41年条例第1号)  
1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第6条の規定の昭和41年6月1日における適用については、同条第1項ただし書中「6月」とあるのは「5箇月17日」とする。
- 附 則(昭和42年条例第4号)  
この条例は、昭和42年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和44年条例第20号)  
この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定は、昭和44年4月1日から適用する。
- 附 則(昭和44年条例第38号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和44年6月1日から適用する。
- 付 則(昭和45年条例第38号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和45年6月1日から適用する。
- 附 則(昭和46年条例第19号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和46年9月1日から適用する。
- 附 則(昭和47年条例第2号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 付 則(昭和47年条例第21号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和47年10月1日から適用する。
- 付 則(昭和47年条例第29号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和47年12月1日から適用する。
- 付 則(昭和48年条例第6号)  
この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- 付 則(昭和48年条例第38号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和48年11月1日から適用する。
- 付 則(昭和49年条例第19号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 付 則(昭和49年条例第36号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

付 則(昭和49年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

付 則(昭和50年条例第5号)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定による改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則(昭和51年条例第12号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第1条及び第4条の規定は、昭和51年6月1日から適用する。
- 3 改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則(昭和52年条例第1号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和52年3月に支給する期末手当の額は、改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)における報酬月額に、100分の40を乗じて得た額とする。

付 則(昭和52年条例第8号)

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則(昭和52年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年6月1日から適用する。

付 則(昭和53年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年6月1日から適用する。

付 則(昭和53年条例第39号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和54年3月に支給する期末手当の額は、改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)における報酬月額に、100分の40を乗じて得た額とする。

付 則(昭和55年条例第21号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則(昭和55年条例第45号)

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

付 則(昭和57年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、昭和57年12月1日から適用する。

付 則(昭和59年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、昭和59年12月1日から適用する。

付 則(昭和60年条例第2号)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

の例による。

付 則(昭和61年条例第38号)

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則(昭和63年条例第5号)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則(昭和63年条例第33号)

この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則(平成元年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成元年4月1日から適用する。

付 則(平成2年条例第17号)

この条例は、平成2年10月1日から施行する。

付 則(平成2年条例第30号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の条例を適用する場合には、改正前の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(平成3年条例第58号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の条例を適用する場合には、改正前の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(平成4年条例第17号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則(平成5年条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当の特例)

2 平成6年3月に支給する期末手当の適用については、改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項中「100分の50」とあるのは、「100分の40」とする。

付 則(平成6年条例第27号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成6年条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当の特例)

2 平成7年3月に支給する期末手当の適用については、改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項中「100分の50」とあるのは、「100分の40」とする。

付 則(平成9年条例第61号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成10年条例第18号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成11年条例第63号)

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成12年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。  
(平成11年度分の期末手当の額の特例)
- 3 平成11年12月に第1条の規定による改正前の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第4条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける議員の平成12年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第4条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

付 則(平成12年条例第64号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 2 平成12年12月に改正前の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第4条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける議員の平成13年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第4条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

付 則(平成13年条例第34号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成13年4月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 2 平成13年12月に改正前の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第4条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける議員の平成14年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第4条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

付 則(平成14年条例第27号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条及び付則第5項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成14年12月1日から適用する。  
(期末手当の特例)
- 3 平成14年12月に改正前の稲沢市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定に基



づいて支給された議員の期末手当の額が、第1条の規定による改正後の条例第4条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を下回るときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額から減じて得た額とする。

4 前項の規定の適用を受ける議員の平成15年3月に支給されるべき期末手当の額は、第1条の規定による改正後の条例第4条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額に前項の差額を加算した額とする。

5 平成15年6月に支給される期末手当に関する第2条の規定による改正後の条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」と、同項第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、同項第2号中「5か月以上6か月未満」とあるのは「2か月15日以上3か月未満」と、同項第3号中「3か月以上5か月未満」とあるのは「1か月15日以上2か月15日未満」と、同項第4号中「3か月未満」とあるのは「1か月15日未満」とする。

付 則(平成15年条例第26号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年条例第138号)

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

付 則(平成20年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年条例第34号)

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成22年条例第44号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成26年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(逮捕等期間に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に刑事事件(外国の刑事事件を含む。)の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議長、副議長又は議員に関する改正後の稲沢市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定の適用については、平成26年7月1日を新条例第2条の2第1項本文に規定する処分を受けた日とみなす。

(期末手当に関する経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に支給を受ける期末手当に関する新条例第5条の2及び第5条の3の規定の適用については、「基準日以前6か月以内」とあるのは、「基準日以前5か月以内」とする。

付 則(平成26年条例第36号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の稲沢市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下

「改正後の条例」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の稲沢市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(平成27年条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第8号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の稲沢市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の稲沢市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

別表(第3条関係)

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	食卓料	宿泊料 (1夜につき)	日当 (1日につき)
市長に支給する旅費の額相当額					15,000円	2,500円

備考 特別な事由により特別車両を利用する鉄道旅行の場合には、特別車両料金を支給することができる。

## ○高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

昭和37年3月22日  
条例第1号

(趣旨)

第1条 [この条例](#)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。

(平20条例25・一部改正)

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬月額は、[別表](#)のとおりとする。

(平4条例28・平20条例25・一部改正)

(議員報酬の支給方法)

第3条 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、除名、議会の解散等によりその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。

3 議員報酬は、毎月支給する。

(平20条例25・一部改正)

(日割計算)

第4条 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

(費用弁償)

第5条 議員が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 [前項](#)の規定により支給する旅費の額は、市長に支給する旅費の額に相当する額とする。

3 [前項](#)に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下[この条](#)においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に支給する。これらの期日前1箇月以内に、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満限に達した者等」という。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ[前項](#)の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額に、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してその議員報酬月額の100分の45の額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額とする。

(平元条例36・平2条例31・平3条例53・平5条例26・平6条例35・平9条例28・平10条例41・平11条例27・平12条例35・平13条例29・平14条例43・平15条例25・平17条例26・平20条例25・平21条例29・平22条例18・平28条例10・一部改正)

(期末手当の支給方法)

第7条 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

(委任)

第8条 [この条例](#)の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 [この条例](#)は、昭和37年4月1日から施行する。

2 高浜町報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例(昭和22年高浜町条例第15号)は、廃止する。

3 高浜町議会の議員の期末手当支給に関する条例(昭和28年高浜町条例第19号)は、廃止する。

4 昭和49年度に限り、[第6条](#)の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和49年法律第32号)の施行の日(以下「施行日」という。)に在職する議員に対して期末手当を支給する。

5 [前項](#)の規定による期末手当の額は、施行日において議員が受けるべき報酬月額に100分の30を乗じて得た額とする。

- 6 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

(平21条例21・追加)

附 則(昭和38年条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に支払われた報酬及び期末手当の額は、改正後の条例の規定によるものの内払とみなす。

附 則(昭和39年条例第3号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて適用の日から施行日の前日までに支払われた報酬及び期末手当の額は、改正後の条例の規定による額の内払とみなす。

附 則(昭和40年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年1月1日から適用する。

附 則(昭和41年条例第3号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、昭和41年1月1日から適用する。
- 3 第6条の規定の昭和41年6月1日における適用については、同条第1項ただし書中「6月」とあるのは「5箇月17日」とする。

附 則(昭和41年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則(昭和42年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則(昭和44年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、第3条第3項の規定は、昭和45年1月1日から、別表第1に関する規定は、昭和44年12月1日から適用する。

附 則(昭和45年条例第18号)

この条例は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月1日から適用する。

附 則(昭和47年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年10月1日から適用する。

附 則(昭和48年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和48年条例第41号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。

附 則(昭和49年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第48号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年12月1日から適用する。
- 2 改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、昭和49年12月1日以後の分として支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(昭和50年条例第28号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年12月1日から適用する。
- 2 改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、昭和50年12月1日以後の分として支払われた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

## 附 則(昭和51年条例第34号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年12月1日から適用する。
- 2 改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、昭和51年12月1日以後の分として支払われた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

## 附 則(昭和52年条例第38号)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、昭和52年12月1日から適用する。  
(昭和52年規則25号で昭和52年12月23日から施行)
- 2 改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、昭和52年12月1日以後の分として支払われた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。
- 3 高浜市議会の議員の昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例(昭和48年高浜市条例第45号)は、廃止する。

## 附 則(昭和53年条例第37号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年12月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 2 昭和53年12月に改正前の条例第6条第2項の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条第2項の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、昭和53年12月に支給する議員の期末手当の額は、改正前の条例第6条第2項の規定により支給された額とする。
- 3 前項の適用を受ける議員の昭和54年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる期末手当の額から昭和53年12月に改正前の条例第6条第2項の規定に基づいて支給された期末手当の額と改正後の条例第6条第2項の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額との差額(改正後の条例第6条第2項の規定に基づいて昭和54年3月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、当該期末手当の額)を減じて得た額とする。  
(報酬の内払)
- 4 議員が、改正前の条例の規定に基づいて、昭和53年12月1日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。  
(委任)
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則(昭和54年条例第35号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年12月1日から適用する。
- 2 改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、昭和54年12月1日以後の分として支払われた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

## 附 則(昭和55年条例第22号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和55年12月1日から適用する。
- 2 改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、昭和55年12月1日以後の分として支払われた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

## 附 則(昭和59年条例第22号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、昭和59年4月1日以後の分として支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

## 附 則(昭和61年条例第30号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和61年9月1日から適用する。

- 2 改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、昭和61年9月1日以後の分として支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(昭和63年条例第30号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和63年12月1日から適用する。
- 2 改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、昭和63年12月1日以後の分として支払われた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

附 則(平成元年条例第36号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、平成元年4月1日以後の分として支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成2年条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年9月1日から適用する。
- 2 改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、平成2年9月1日以後の分として支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(平成2年条例第31号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、平成2年4月1日以後の分として支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成3年条例第53号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年12月1日から適用する。
- 2 改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、平成3年12月1日以後の分として支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成4年条例第28号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成4年9月1日から適用する。
- 2 改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、平成4年9月1日以後の分として支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(平成5年条例第26号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成5年12月1日から適用する。
- 2 平成5年12月に改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける議員の平成6年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

## 附 則(平成6年条例第35号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成6年12月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 3 平成6年12月に改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける議員の平成7年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

## 附 則(平成9年条例第28号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

## 附 則(平成10年条例第41号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

## 附 則(平成11年条例第27号)

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成12年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成11年12月1日から適用する。  
(平成11年度分の期末手当の額の特例)
- 3 平成11年12月に改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける議員の平成12年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

## 附 則(平成12年条例第35号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成12年12月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 2 平成12年12月に改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける議員の平成13年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

## 附 則(平成13年条例第29号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成13年12月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 2 平成13年12月に改正前の高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける議員の平成14年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

附 則(平成14年条例第43号)

この条例中第1条の規定は平成15年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第25号)

この条例中第1条の規定は平成15年12月1日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第26号)

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第21号)

この条例は、平成21年5月31日から施行する。

附 則(平成21年条例第29号)

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第18号)

この条例中第1条の規定は公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第10号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

別表(第2条関係)

(昭59条例22・昭61条例30・昭63条例30・平2条例20・平4条例28・平6条例35・平20条例25・一部改正)

職名	議員報酬月額
議長	450,000円
副議長	387,000円
議員	361,000円



## ○高浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

平成22年10月1日  
条例第16号

(趣旨)

第1条 [この条例](#)は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、高浜市議会議員(以下「議員」という。)が、議員の職責及び議会への市民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、[高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例\(昭和37年高浜町条例第1号\)](#)の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 [この条例](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 高浜市議会定例会及び臨時会の本会議並びに[高浜市議会委員会条例\(昭和46年高浜市条例第26号\)](#)に基づき設置された委員会をいう。
- (2) 公務上の災害等 [議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例\(昭和42年高浜町条例第13号\)](#)に基づき認定された公務上の災害等をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等へ出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、[次の表](#)に定める割合を乗じて得た額とする。

議員活動ができない期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の0

2 [前項](#)の規定は、議員活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これらを「減額月」という。)から議員活動ができない期間に相当する期間に係る議員報酬月額算定の適用について適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、[前項](#)の規定は適用しない。

3 [前2項](#)の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、支給する月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、当該議員報酬の額について、その支給する月の議員活動をした日数を基礎として日割によって計算する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当に、議員活動ができない期間に応じて、[第3条第1項の表](#)に定める割合を乗じて得た額とする。

2 基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、[第3条第1項の表](#)に定める割合のうち異なる割合に該当する場合については、当該割合のうちいずれか低い割合を適用する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、[前2条](#)の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等
- (2) その他議長が認める場合

(議員報酬の支給停止)

第6条 議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、当該議員報酬の額について、その日から当該処分を解かれる日までを基礎として日割によりその月から支給を停止する。

2 議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束されない処分を受けた場合において、市議会の議会等を正当な理由もなく欠席したときは、その月から議員

報酬の支給を停止する。

3 [第1項](#)の議員報酬の支給を停止する際、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため支給を停止することができないときは、翌月の議員報酬から当該停止された額を差し引いて支給するものとする。この場合において、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、当該停止はなかったものとみなす。

(期末手当の停止)

第7条 期末手当の支給に係る基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、[前条第1項](#)及び[第2項](#)の規定の適用を受けたときは、当該期末手当の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第8条 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該停止に係る刑事事件の無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)が確定したときは、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬の不支給)

第9条 [第6条第1項](#)の規定により議員報酬の支給を停止され、当該停止に係る刑事事件の有罪判決が確定したときは、停止されていた当該議員報酬は、支給しない。

(期末手当の不支給)

第10条 期末手当の支給に係る基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、[前条](#)の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該期末手当は、支給しない。

(日割計算)

第11条 [第3条第3項](#)及び[第6条第1項](#)の日割とは、当該月に支給すべき議員報酬の額を、その月の現日数で除した額とする。

(減額、停止及び不支給の効力)

第12条 [この条例](#)の規定により前任期中に議員報酬又は期末手当を減額、停止及び不支給とされていた議員が、再び議員の資格を得たときは、前任期中の減額、停止及び不支給の効力は及ばないものとする。

(疑義の決定)

第13条 [この条例](#)の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が決定するものとする。

2 議長は、[前項](#)の決定に当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとする。

(委任)

第14条 [この条例](#)に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

[この条例](#)は、平成22年10月1日から施行する。

## ○豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

昭和49年7月23日  
条例第28号

豊明市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和47年豊明市条例第30号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 [この条例](#)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬月額は、[別表](#)のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、除名、議会の解散等によりその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。

3 議員報酬は、毎月支給し、支給方法等は、一般職の職員の例による。

(日割計算の方法)

第4条 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

(費用弁償)

第5条 議員が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 [前項](#)の規定により支給する旅費は、[豊明市職員の旅費に関する条例\(昭和48年豊明市条例第31号\)](#)の市長の例を適用する。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下[この条例](#)においてこれらを基準日という。)にそれぞれ在職する議員に支給する。これらの期日前1か月以内に任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満限に達した者等」という。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 [前項](#)に規定する在職期間の算定について必要な事項は、市長が定める。

(期末手当の支給方法)

第7条 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

(委任)

第8条 [この条例](#)の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 [この条例](#)は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

2 [この条例](#)施行の際現に従前の条例に基づいてなされたものについては、[この条例](#)に基づいてなされたものとする。

3 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に議員に支払われた報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払とみなす。

4 平成21年6月に支給する期末手当に関する[第6条第2項](#)の規定の適用については、[同項](#)中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附 則(昭和49年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

附 則(昭和50年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年12月1日から適用する。

附 則(昭和51年条例第2号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年11月1日から適用する。

附 則(昭和53年条例第4号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に議員に支払われた報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払いとみなす。

附 則(昭和53年条例第35号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 2 昭和53年12月に支給する議員の期末手当の額は、改正後の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「条例」という。)第6条第2項の規定にかかわらず、改正前の条例第6条第2項の規定により支給された額とする。
- 3 前項の適用を受ける議員の昭和54年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる期末手当の額から昭和53年12月に改正前の条例第6条第2項の規定に基づいて支給された期末手当の額と改正後の条例第6条第2項の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額との差額(改正後の条例第6条第2項の規定に基づいて昭和54年3月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、当該期末手当の額)を減じて得た額とする。

附 則(昭和54年条例第2号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第4号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第3号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第23号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第3号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第16号)

この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第19号)

この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第4号)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 改正後の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年条例第15号)

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第15号)

この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第34号)

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第40号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成元年4月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成2年条例第18号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成3年条例第4号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第29号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成4年条例第4号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第4号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第38号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成5年4月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 2 平成5年12月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、改正前の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第6条第2項の規定により支給された額とする。
- 3 前項の適用を受ける者の平成6年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から平成5年12月に改正前の条例第6条第2項の規定に基づいて支給された期末手当の額と改正後の条例第6条第2項の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額との差額(その差額が改正後の条例第6条第2項の規定に基づいて平成6年3月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

附 則(平成6年条例第23号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 2 平成6年12月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、改正前の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第6条第2項の規定により支給された額とする。

- 3 前項の適用を受ける者の平成7年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から平成6年12月に改正前の条例第6条第2項の規定に基づいて支給された期末手当の額と改正後の条例第6条第2項の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額との差額(その差額が改正後の条例第6条第2項の規定に基づいて平成7年3月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

附 則(平成7年条例第7号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第3号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第4号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(期末手当に関する特例措置)
- 2 平成10年3月に支給する期末手当に関する改正後の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

附 則(平成10年条例第3号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第24号)

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成12年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。  
(平成11年度分の期末手当の額の特例)
- 3 平成11年12月に改正前の条例第6条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける議員の平成12年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

(期末手当の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成12年条例第9号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第35号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 2 平成12年12月に改正前の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第6条の規定に基づいて支給される期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受けて平成13年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6

条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その額が同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

(期末手当の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成13年条例第35号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成13年4月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 2 平成13年12月に改正前の豊明市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第6条の規定に基づいて支給される期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受けて平成14年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その額が同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

(期末手当の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成14年条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成15年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。  
(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)
- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」と、同項第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、同項第2号中「5か月以上6か月未満」とあるのは「2か月15日以上3か月未満」と、同項第3号中「3か月以上5か月未満」とあるのは「1か月15日以上2か月15日未満」と、同項第4号中「3か月未満」とあるのは「1か月15日未満」とする。

附 則(平成15年条例第5号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第21号)

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第22号)

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

附 則(平成20年条例第19号)

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第25号)

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第26号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第48号)

この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

議長 499,000円

副議長 445,000円

議員 405,000円



○豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例  
平成22年9月8日  
条例第19号

(趣旨)

第1条 [この条例](#)は、豊明市議会の議員(以下「議員」という。)の職責に鑑み、議員が、市議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、[豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例\(昭和49年豊明市条例第28号\)](#)の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 [この条例](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の定義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 豊明市議会定例会及び臨時会の本会議並びに[豊明市議会委員会条例\(平成3年豊明市条例第28号\)](#)に基づき設置された委員会をいう。
- (2) 公務上の災害等 [豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例\(昭和47年豊明市条例第29号\)](#)に基づき認定された公務上の災害等をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から、市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、[次の表](#)に定める割合を乗じて得た額とする。

欠席期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

- 2 [前項](#)の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降、市議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれの前6月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときは、その職に応じた期末手当に、欠席期間に応じて、[第3条第1項](#)に定める表に定める割合を乗じて得た額とする。

- 2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額割合の大きい方を適用する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により市議会の会議等を長期間欠席したときは、[第3条](#)及び[前条](#)の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等
- (2) 女性の議員の出産
- (3) その他議長が認める理由により市議会の会議等を欠席した場合

(委任)

第6条 [この条例](#)に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。



## ○日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

昭和41年2月24日  
条例第1号

(趣旨)

第1条 [この条例](#)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬月額は、[別表](#)のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、除名、死亡、議会の解散等により、その職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。

3 議員報酬は、毎月その末日(その日が[日進市の休日を定める条例\(平成元年日進町条例第24号\)](#)に規定する休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)に支給する。ただし、特に必要がある場合には、この限りでない。

(日割計算の方法)

第4条 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

(費用弁償)

第5条 議員が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 [前項](#)の規定により支給する旅費の額は、[日進市職員の旅費に関する条例\(昭和51年日進町条例第17号\)](#)の市長の例を適用する。

3 [前項](#)に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下[この条](#)においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に支給する。これらの基準日前1か月以内に任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満限に達した者等」という。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 [前項](#)の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額とする。

(期末手当の支給方法)

第7条 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

(委任)

第8条 [この条例](#)の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 [この条例](#)は、昭和41年4月1日から施行する。

2 [第6条](#)の規定の昭和41年6月1日における適用については、[同条第1項ただし書](#)中「6月」とあるのは「5箇月17日」とする。

3 旧条例は、廃止する。

4 昭和49年度に限り、[第6条](#)の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和49年法律第32号)の施行の日(以下「施行日」という。)に在職する職員に対して期末手当を支給する。

- 5 前項の規定による期末手当の額は、施行日において議員が受けるべき報酬月額を基礎として、一般職の職員の例により算出した額とする。
- 6 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。
- 附 則(昭和42年2月29日条例第1号)  
この条例は、昭和42年4月1日から施行し、昭和42年4月分報酬額から適用する。
- 附 則(昭和44年4月1日条例第6号)  
この条例は、昭和44年4月1日から施行する。ただし、別表の改正(報酬月額)は昭和44年1月1日から適用する。
- 附 則(昭和44年4月1日条例第7号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和45年12月14日条例第13号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。
- 附 則(昭和46年3月12日条例第5号)  
この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和47年3月10日条例第4号)  
この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和48年3月9日条例第1号)  
この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和49年3月9日条例第8号)  
この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和49年6月27日条例第10号)抄  
(施行期日等)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和49年12月20日条例第24号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和49年12月1日から適用する。
- 附 則(昭和51年3月16日条例第3号)  
この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和51年6月23日条例第18号)  
この条例は、昭和51年7月1日から施行する。
- 附 則(昭和51年10月1日条例第22号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。
- 附 則(昭和52年12月21日条例第19号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和52年12月1日から適用する。
- 附 則(昭和54年12月22日条例第29号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和54年12月1日から適用する。
- 附 則(昭和55年3月24日条例第3号)  
この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和55年12月22日条例第24号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和55年12月1日から適用する。
- 附 則(昭和57年3月25日条例第4号)  
この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和59年3月19日条例第4号)  
この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和60年3月25日条例第3号)  
この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和61年3月27日条例第3号)  
この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和61年3月27日条例第7号)抄  
(施行期日等)
- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 13 前6項の規定による改正後の各条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年12月22日条例第21号)

この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日条例第8号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月26日条例第2号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年12月25日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の日進町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の日進町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成3年3月25日条例第6号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月20日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の日進町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条の規定は、平成3年4月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の日進町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成4年3月27日条例第3号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月25日条例第6号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月21日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成6年12月22日条例第47号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の日進市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 2 平成6年12月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、改正前の日進市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第6条第2項の規定により支給された額とする。
- 3 前項の適用を受ける者の平成7年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から平成6年12月に改正前の条例第6条第2項の規定に基づいて支給された期末手当の額と改正後の条例第6条第2項の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額との差額(その差額が改正後の条例第6条第2項の規定に基づいて平成7年3月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

附 則(平成7年3月27日条例第7号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月27日条例第8号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第8号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月26日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月25日条例第6号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月25日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月21日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の日進市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第2条の規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月21日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月26日条例第35号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の日進市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成13年4月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 2 平成13年12月に改正前の日進市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第6条の規定に基づいて支給される議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける議員の平成14年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その額が条例の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。  
(期末手当の内払)
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成14年12月24日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第2項の規定は、同年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の日進市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」と、同項第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、同項第2号中「5か月以上6か月未満」とあるのは「2か月15日以上3か月未満」と、同項第3号中「3か月以上5か月未満」とあるのは「1か月15日以上2か月15日未満」と、同項第4号中「3か月未満」とあるのは「1か月15日未満」とする。

附 則(平成15年11月28日条例第14号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日条例第7号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月30日条例第38号)

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成20年9月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年5月29日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年11月30日条例第26号)

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日条例第18号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日条例第29号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成28年3月24日条例第13号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

別表(第2条関係)

区分	議員報酬月額
議長	522,000円
副議長	438,000円
議員	416,000円





## ○日進市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

平成26年5月16日  
条例第11号

(趣旨)

第1条 [この条例](#)は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、日進市議会議員(以下「議員」という。)が、議員の職責及び議会への市民の信頼に反した場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、[日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例](#)(昭和41年日進町条例第1号。以下「議員報酬条例」という。)の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 [この条例](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 議員活動 会議等に出席することをいう。
- (2) 会議等 日進市議会定例会及び臨時会の本会議並びに[日進市議会委員会条例\(平成6年日進市条例第27号\)](#)に基づき設置された委員会をいう。
- (3) 公務上の災害等 [日進市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例](#)(昭和42年日進町条例第16号)に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。

(議員活動ができない旨の届出)

第3条 議員は、自己の都合及び疾病その他により議員活動ができない事由が生じたときは、議長にその旨を届け出なければならない。この場合において、当該議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届け出ることができるものとする。

- 2 当該議員は、[前項](#)の届出を行ったのち議員活動ができることとなったときは、議長にその旨を届け出なければならない。

(始期及び終期の決定)

第4条 議長は、[前条第1項](#)又は[第2項](#)の規定による届出があったときは、議会運営委員会に諮って議員活動ができない期間の始期又は終期を決定しなければならない。

- 2 議長は、議員が長期間議員活動を休止していると認めるときは、[前条第1項](#)の規定による届出がない場合においても、議会運営委員会に諮ってこれを調査し、その議員活動ができない期間の始期又は終期を決定することができる。
- 3 議長は、[前2項](#)の決定をしたときは、速やかに当該議員又はその親族に対し書面により通知するとともに、市長にこれを通知しなければならない。

(議員報酬の減額)

第5条 [前条](#)の規定に基づく手続を行ったときは、議員活動ができない期間の始期から終期までの期間の議員報酬の支給については、議員報酬条例第2条の規定にかかわらず、議員活動ができない期間に応じて、[次の表](#)に定める割合を議員報酬条例の規定による議員報酬の月額に乘以て得た額を減額する。

議員活動ができない期間	割合
180日を超え365日以内であるとき	100分の20
365日を超え730日以内であるとき	100分の30
730日を超えるとき	100分の50

- 2 [前項](#)の規定は、議員活動ができない期間が180日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これらを「減額月」という。)から、議員活動ができない期間に相当する期間、減額月の議員報酬の月額を基礎として適用する。ただし、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、この限りでない。

- 3 [前2項](#)の規定により議員報酬を減額する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外は、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割によって計算する。

(期末手当の減額)

第6条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に、[前条第1項](#)の規定の適用を受けているものについては、議員報酬条例第2条の規定にかかわらず、基準日における議員

報酬の減額の割合を、議員報酬月額を基礎として算定した期末手当の額に乗じた額を減額するものとする。

(適用除外)

第7条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、[前2条](#)の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害等

(2) その他議長が認める理由により議員活動ができない場合

(議員報酬の一時差止処分)

第8条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日まで日割によりその月から議員報酬の支給を一時差止めるものとする。

2 [前項](#)の議員報酬の一時差止の際、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため一時差止ができないときは、翌月の議員報酬から当該一時差止された額を差し引いて支給するものとする。この場合において、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、当該一時差止はなかったものとみなす。

(期末手当の一時差止処分)

第9条 期末手当支給に係る基準日の前6月以内の期間において、[前条第1項](#)の適用を受けている場合又は保釈により一時解除され、判決が確定していないときは、期末手当の支給を一時差止めるものとする。

2 [前条](#)又は[前項](#)の一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(一時差止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第10条 [前2条](#)の規定により一時差止されていた議員報酬及び期末手当は、当該一時差止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該一時差止に係る刑事事件の無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)が確定したときは、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬の不支給)

第11条 [第8条第1項](#)の規定により議員報酬を一時差止され、当該刑事事件に係る有罪判決が確定したときは、一時差止されていた議員報酬は、支給しない。

(期末手当の不支給)

第12条 期末手当支給に係る基準日の前6月以内の期間において、[前条](#)の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、議員報酬条例第6条の規定にかかわらず、当該期末手当は、支給しない。

(日割計算)

第13条 [第5条第3項](#)及び[第8条第1項](#)の日割とは、当該月に支給すべき議員報酬額を、その月の日数で除した額とする。

(減額、一時差止及び不支給の効力)

第14条 [この条例](#)の規定により議員報酬等を減額、一時差止及び不支給とされていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、一時差止及び不支給の効力は及ばないものとする。

(疑義の決定)

第15条 [この条例](#)の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第16条 [この条例](#)に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

○東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
昭和46年6月24日条例第17号

改正

昭和47年3月17日 条例第4号  
昭和48年3月19日 条例第8号  
昭和49年3月19日 条例第3号  
昭和49年5月10日 条例第12号  
昭和50年1月17日 条例第4号  
昭和51年6月11日 条例第8号  
昭和52年3月23日 条例第3号  
昭和53年3月24日 条例第1号  
昭和54年3月22日 条例第2号  
昭和55年3月24日 条例第1号  
昭和56年3月25日 条例第1号  
昭和57年3月23日 条例第11号  
昭和59年3月16日 条例第4号  
昭和60年3月19日 条例第2号  
昭和61年3月24日 条例第4号  
昭和62年3月26日 条例第2号  
昭和63年3月25日 条例第6号  
平成元年3月27日 条例第8号  
平成2年3月29日 条例第4号  
平成3年3月20日 条例第3号  
平成3年12月24日 条例第24号  
平成4年3月21日 条例第3号  
平成5年3月19日 条例第2号  
平成5年12月24日 条例第22号  
平成6年12月26日 条例第23号  
平成7年3月24日 条例第6号  
平成8年3月21日 条例第4号  
平成9年3月25日 条例第2号  
平成10年3月20日 条例第1号  
平成11年12月22日 条例第23号  
平成12年2月25日 条例第42号  
平成13年12月25日 条例第25号  
平成14年12月25日 条例第24号  
平成15年11月28日 条例第13号  
平成16年3月19日 条例第21号  
平成17年11月29日 条例第18号  
平成18年3月23日 条例第5号  
平成20年9月24日 条例第25号  
平成21年3月18日 条例第16号  
平成21年5月29日 条例第20号  
平成21年11月30日 条例第27号  
平成22年3月23日 条例第1号  
平成22年11月30日 条例第15号  
平成24年3月22日 条例第5号  
平成26年12月22日 条例第24号  
平成27年3月23日 条例第8号

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬月額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

- 2 議員が任期満了、辞職、除名、議会の解散等によりその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。
- 3 議員報酬は、毎月支給し、支給方法等は、一般職の職員の例による。  
(日割計算の方法)
- 第4条** 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。  
(費用弁償)
- 第5条** 議員が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。
- 2 前項に規定する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。  
(期末手当)
- 第6条** 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に支給する。これらの基準日前1か月以内に、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満限に達した者等」という。)についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6か月 100分の100  
(2) 5か月以上6か月未満 100分の80  
(3) 3か月以上5か月未満 100分の60  
(4) 3か月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の25を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。  
(期末手当の支給方法)
- 第7条** 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。  
(委任)
- 第8条** この条例の実施について必要な事項は、町長が別に定める。
- 附 則**
- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。
- 2 東郷町議会議員の報酬および費用弁償等支給に関する条例の規定に基づいて切替日から東郷町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の施行の日の前日までの間に東郷町議会議員に支払われた報酬は、制定後の条例の規定による報酬の内払いとみなす。
- 3 東郷町議会議員の報酬および費用弁償等支給に関する条例(昭和36年条例第17号)は、東郷町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例公布の日から廃止する。
- 4 昭和49年度に限り、第6条の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和49年法律第32号)の施行の日(以下「施行日」という。)に在職する職員に対して期末手当を支給する。
- 5 前項の規定による期末手当の額は、施行日において議員が受けるべき報酬月額を基礎として、一般職の職員の例により算出した額とする。
- 6 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。
- 附 則**(昭和47年3月17日条例第4号)  
この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則**(昭和48年3月19日条例第8号)  
この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- 附 則**(昭和49年3月19日条例第3号)  
この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 附 則**(昭和49年5月10日条例第12号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則**(昭和50年1月17日条例第4号)  
(施行期日等)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和49年12月1日から適用する。  
(報酬等の内払)
- 2 議員が、改正前の条例の規定に基づいて、昭和49年12月1日以後の分として支給を受けた報酬及び期末手当は、それぞれ、改正後の条例の規定による報酬等の内払とみなす。

(委任)

- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則(昭和51年6月11日条例第8号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。  
(報酬の内払)  
2 議員が、改正前の条例の規定に基づいて、昭和51年4月1日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払いとみなす。

(委任)

- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則(昭和52年3月23日条例第3号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月24日条例第1号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月22日条例第2号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月24日条例第1号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月25日条例第1号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月23日条例第11号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月16日条例第4号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月19日条例第2号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月24日条例第4号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月26日条例第2号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月25日条例第6号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月27日条例第8号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月29日条例第4号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月20日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。  
2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成3年12月24日条例第24号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成4年3月21日条例第3号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表常任委員会の項の次に次の1項を加える改正規定は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成5年3月19日条例第2号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

## 附 則(平成5年12月24日条例第22号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 2 平成5年12月に改正前の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける議員の平成6年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

## 附 則(平成6年12月26日条例第23号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 2 平成6年12月に改正前の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける議員の平成7年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

## 附 則(平成7年3月24日条例第6号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

## 附 則(平成8年3月21日条例第4号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

## 附 則(平成9年3月25日条例第2号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

## 附 則(平成10年3月20日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

## 附 則(平成11年12月22日条例第23号)

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は平成12年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。  
(平成11年度分の期末手当の額の特例)
- 3 平成11年12月に改正前の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける議員の平成12年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

## 附 則(平成12年2月25日条例第42号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 2 平成12年12月に改正前の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定に基づいて支給される議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける議員の平成13年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。
- 附 則(平成13年12月25日条例第25号)  
(施行期日等)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成13年4月1日から適用する。
- (期末手当の額の特例)
- 2 平成13年12月に改正前の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定に基づいて支給される議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける議員の平成14年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。
- 附 則(平成14年12月25日条例第24号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第2項及び第3項の規定は、平成15年4月1日から施行する。
- (費用弁償に関する経過措置)
- 2 改正後の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- (平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)
- 3 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の東郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」と、同項第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、同項第2号中「5か月以上6か月未満」とあるのは「2か月15日以上3か月未満」と、同項第3号中「3か月以上5か月未満」とあるのは「1か月15日以上2か月15日未満」と、同項第4号中「3か月未満」とあるのは「1か月15日未満」とする。
- 附 則(平成15年11月28日条例第13号)  
この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則(平成16年3月19日条例第21号)  
この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則(平成17年11月29日条例第18号)  
この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。
- 附 則(平成18年3月23日条例第5号)  
この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則(平成20年9月24日条例第25号)  
この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。
- 附 則(平成21年3月18日条例第16号)  
この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則(平成21年5月29日条例第20号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成21年11月30日条例第27号)  
この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則(平成22年3月23日条例第1号)  
この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則(平成22年11月30日条例第15号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月22日条例第24号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。
- 2 新条例の規定を適用する場合においては、改正前の東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成27年3月23日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	議員報酬月額
議長	386,000円
副議長	310,000円
常任委員長	290,000円
議会運営委員長	290,000円
議員	280,000円



東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、東郷町議会の議員（以下「議員」という。）の職責に鑑み、議員が、町議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和46年東郷町条例第17号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町議会の会議等 東郷町議会定例会及び臨時会の本会議、東郷町議会委員会に関する条例（昭和36年東郷町条例第31号）に基づき設置された委員会の会議並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定に基づき設置された全員協議会の会議をいう。
- (2) 公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年東郷町条例第22号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、町議会の会議等を欠席した日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

欠席期間	割合
180日を超え365日以下であるとき	100分の80
365日を超え730日以下であるとき	100分の70
730日を超えるとき	100分の50

- 2 前項の規定は、欠席期間が180日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降、町議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用

する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときは、その職に応じた期末手当に、欠席期間に応じて、前条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

2 基準日以前6か月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額割合の大きい方を適用する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により町議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等
- (2) その他議長が認める理由による場合

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○東郷町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

平成21年3月18日条例第15号

東郷町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

東郷町議会の議員の議員報酬月額は、平成21年4月1日から平成23年4月29日までの間に  
おいて、[東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例\(昭和46年東郷  
町条例第17号。以下「条例」という。\)](#)第2条の規定にかかわらず、[条例別表](#)に定める額から100  
分の7を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数を生じた時はこれを切り捨てた額)と  
する。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に定める額とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



## ○みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

昭和40年1月30日  
条例第4号

(趣旨)

第1条 [この条例](#)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬月額は、[別表](#)のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、除名、議会の解散等によりその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。

3 議員報酬の支給方法については、一般職の職員の給料の支給方法の例による。

(日割計算の方法)

第4条 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

(費用弁償)

第5条 議員が職務を行なうため旅行した場合には費用弁償として旅費を支給する。

2 [前項](#)の規定により支給する旅費の額は、市長に支給する旅費の額に相当する額とする。

3 旅費の支給方法等については、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下[この条](#)においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満限に達した者等」という。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ[前項](#)の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、[みよし市職員の給与に関する条例\(昭和36年三好町条例第5号\)第20条第2項](#)中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

(期末手当の支給方法)

第7条 期末手当の支給方法については、一般職員の例による。

(委任)

第8条 [この条例](#)の実施について必要な事項は規則で定める。

附 則

1 [この条例](#)は、公布の日から施行し、昭和39年9月1日から適用する。ただし、[第5条](#)の規定については昭和40年1月16日から適用する。

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する[第6条第2項](#)の規定の適用については、[同項ただし書](#)中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

附 則(昭和41年1月29日条例第3号)

1 この条例は、公布の日から施行し、第2条については昭和40年9月1日から適用する。ただし、第6条、第7条の規定については昭和41年1月1日より適用する。

2 第6条の規定の昭和41年6月1日における適用については同条第1項ただし書中「6月」とあるのは「5箇月17日」とする。

附 則(昭和42年1月21日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の三好町議会議員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例の規定は、昭和42年1月1日から適用する。

附 則(昭和43年3月16日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則(昭和44年7月1日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則(昭和45年3月23日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日より適用する。

附 則(昭和45年6月30日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月17日より適用する。

附 則(昭和45年9月24日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日より適用する。

附 則(昭和47年3月17日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年11月1日から適用する。

附 則(昭和47年12月18日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年11月1日から適用する。

附 則(昭和48年7月2日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和48年11月1日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則(昭和49年12月17日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年11月1日から適用する。

附 則(昭和51年12月18日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年12月1日から適用する。

附 則(昭和53年12月18日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年12月1日から適用する。

附 則(昭和54年3月20日条例第2号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年12月18日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年12月1日から適用する。

附 則(昭和55年9月24日条例第24号)

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則(昭和57年9月28日条例第24号)

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月19日条例第4号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月22日条例第7号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月22日条例第12号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年12月24日条例第17号)

この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則(平成元年12月20日条例第29号)

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

附 則(平成2年6月28日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年12月21日条例第25号)

この条例は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成2年12月21日条例第32号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三好町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の三好町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定によ

る期末手当の内払とみなす。

附 則(平成3年12月24日条例第27号)

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成4年3月27日条例第9号)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 改正後の三好町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成4年12月22日条例第37号)

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成6年12月28日条例第30号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の三好町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の三好町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成8年12月27日条例第25号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の三好町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成8年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の三好町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成10年3月25日条例第4号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月24日条例第2号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年11月28日条例第36号)

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月29日条例第33号)

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

附 則(平成20年9月30日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年5月29日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年11月30日条例第48号)

この条例中第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日条例第29号)

この条例中第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月26日条例第37号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条、第3条、第5条及び第7条の規定による改正後の各条例(以下「改正後の各条例」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の各条例の規定を適用する場合においては、第1条、第3条、第5条及び第7条の規定による改正前の各条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成27年3月24日条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第14号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条、第3条、第5条及び第7条の規定による改正後の各条例(以下「改正後の各条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の各条例の規定を適用する場合においては、第1条、第3条、第5条及び第7条の規定による改正前の各条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

別表(第2条関係)

区分	議員報酬月額
議長	496,000円
副議長	425,000円
常任委員長	387,000円
特別委員長	387,000円
議員	375,000円



○みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例  
 平成23年3月10日  
 条例第1号

(趣旨)

第1条 [この条例](#)は、みよし市議会の議員(以下「議員」という。)の職責に鑑み、議員が、市議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、[みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例\(昭和40年三好町条例第4号\)](#)の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 [この条例](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 みよし市議会定例会及び臨時会の本会議並びに[みよし市議会委員会条例\(平成21年三好町条例第45号\)](#)に基づき設置された委員会をいう。

(2) 公務上の災害等 [みよし市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例\(昭和42年三好町条例第15号\)](#)に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から、市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、[次の表](#)に定める割合を乗じて得た額とする。

欠席期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

2 [前項](#)の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降、市議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれの前6月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときは、その職に応じた期末手当に、欠席期間に応じて、[前条第1項の表](#)に定める割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額割合の大きい方を適用する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により市議会の会議等を長期間欠席したときは、[第3条](#)及び[前条](#)の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害等

(2) その他議長が認める理由により市議会の会議等を欠席した場合

(委任)

第6条 [この条例](#)に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。



## ○豊山町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

昭和45年1月28日  
条例第6号

(趣旨)

第1条 [この条例](#)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬月額は、[別表第1](#)のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、除名、議会の解散等によりその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。

3 議員報酬の支給方法については、一般職の職員の例による。

(日割計算の方法)

第4条 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

(費用弁償)

第5条 議員が、職務を行うため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 [前項](#)の規定により支給する旅費の額は、内国旅行の旅費については[別表第2](#)のとおりとし、外国旅行の旅費については、町長に支給する旅費の額に相当する額とする。

3 [前項](#)に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下[この条](#)においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に支給する。これらの期日前1月以内に、任期が満了に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満了に達した者等」という。)についても同様とする。ただし、基準日以前6箇月の間全く職務に従事しないものについては、この限りでない。

2 期末手当の額は、それぞれ[前項](#)の基準日現在(任期が満了に達した者等にあつては、任期が満了に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、[豊山町職員の給与に関する条例\(昭和38年豊山町条例第8号\)第20条第2項](#)中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

3 [前項](#)の規定にかかわらず豊山町特別職の職員で常勤のものに準じて加算して支給することができる。

(期末手当の支給方法)

第7条 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

(委任)

第8条 [この条例](#)の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 [この条例](#)は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

2 昭和38年[豊山町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例](#)は、廃止する。

3 平成21年6月に支給する期末手当に関する[第6条第2項](#)の規定の適用については、[同項ただし書](#)中「100分の160」と、とあるのは、「100分の145」と、とする。

附 則(昭和45年4月28日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則(昭和46年6月23日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年6月1日から適用する。

附 則(昭和47年3月21日条例第16号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月27日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、別表の改正規定中報酬月額にかかる部分は昭和48年1月1日から、その他の改正規定は昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年3月25日条例第5号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年12月27日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年12月1日から適用する。

附 則(昭和51年3月31日条例第5号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、期末手当の支給については昭和51年12月1日から適用する。

附 則(昭和52年3月30日条例第4号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年10月9日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年10月1日から適用する。

附 則(昭和53年12月27日条例第31号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年12月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

2 昭和53年12月に改正前の条例第6条第2項の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条第2項の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、昭和53年12月に支給する議員の期末手当の額は、改正前の条例第6条第2項の規定により支給された額とする。

3 前項の適用を受ける議員の昭和54年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる期末手当の額から昭和53年12月に改正前の条例第6条第2項の規定に基づいて支給された期末手当の額と改正後の条例第6条第2項の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額との差額(改正後の条例第6条第2項の規定に基づいて昭和54年3月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、当該期末手当の額)を乗じて得た額とする。

附 則(昭和54年7月1日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊山町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和55年10月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年12月21日条例第27号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊山町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

(報酬等の内払)

2 改正前の豊山町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、昭和59年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に議員に支払われた報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払いとみなす。

附 則(昭和61年12月22日条例第38号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊山町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和61年12月1日から適用する。  
(報酬等の内払)
- 2 改正前の豊山町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、昭和61年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に議員に支払われた報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払いとみなす。  
附 則(昭和63年9月30日条例第21号)  
この条例は、昭和64年1月1日から施行する。  
附 則(平成元年12月26日条例第17号)  
この条例は、平成2年4月1日から施行する。  
附 則(平成2年3月30日条例第5号)  
この条例は、平成2年4月1日から施行する。  
附 則(平成2年6月22日条例第13号)  
この条例は、平成2年7月1日から施行する。  
附 則(平成2年12月26日条例第20号)  
(施行期日等)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊山町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 2 改正後の条例を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。  
附 則(平成3年9月27日条例第19号)  
この条例は、平成3年10月1日から施行する。  
附 則(平成3年12月24日条例第30号)  
(施行期日等)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊山町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 2 改正後の条例を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。  
附 則(平成4年12月18日条例第19号)  
この条例は、平成5年1月1日から施行する。  
附 則(平成5年12月21日条例第14号)  
(施行期日等)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の豊山町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成5年4月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 3 平成5年12月に改正前の豊山町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第6条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける議員の平成6年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。
- 5 平成5年6月に支給された期末手当についても前2項の規定を準用する。

(期末手当の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成6年12月26日条例第16号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊山町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 3 平成6年12月に改正前の豊山町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第6条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける議員の平成7年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。
- 5 平成6年6月に支給された期末手当についても前2項の規定を準用する。

(期末手当の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成7年12月22日条例第20号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月25日条例第17号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成15年3月31日条例第7号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年11月30日条例第17号)

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月22日条例第20号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日条例第11号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月28日条例第21号)

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月25日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年5月29日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年11月27日条例第20号)

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月29日条例第19号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施

行する。

附 則(平成24年3月28日条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月1日条例第23号)

この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月4日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊山町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の豊山町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

別表第1(第2条関係)

区分	議員報酬月額
議長	377,000円
副議長	302,000円
常任委員会委員長	292,000円
議員	282,000円

別表第2(第5条関係)

旅費				
車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
実費	2,700円	議長	13,000円	2,600円
		副議長	13,000円	
		常任委員会 委員長	13,000円	
		議員	13,000円	





## ○豊山町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

平成26年3月25日  
条例第10号

(趣旨)

第1条 [この条例](#)は、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、豊山町議会議員(以下「議員」という。)が、町議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、[豊山町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例\(昭和45年豊山町条例第6号\)](#)の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 [この条例](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 町議会の会議等 豊山町議会定例会及び臨時会の本会議並びに[豊山町議会委員会に関する条例\(平成25年豊山町条例第19号\)](#)により設置された委員会をいう。
- (2) 公務上の災害 [議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例\(昭和42年豊山町条例第6号\)](#)により認定された公務上の災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が疾病その他の事由により、連続する2回以上の町議会定例会の全ての会議(本会議及び委員会をいう。)を欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、連続して町議会定例会を欠席した回数(以下「欠席回数」という。)に応じて、[次の表](#)に定める割合を乗じて得た額とする。

欠席回数	割合
連続して2回	100分の50
連続して4回以上	100分の100

- 2 [前項](#)の規定は、欠席回数が2回以上となる町議会定例会の末日の属する月の翌月から適用する。
- 3 [第1項](#)の規定により議員報酬の減額を受けている議員が、町議会の会議等に出席したときは、当該会議等に出席した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から議員報酬の減額を解除する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、[前条](#)の規定により議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当の額は、その職に応じて支給されるべき期末手当に、欠席回数に応じて、[前条第1項](#)に定める割合を乗じて得た額とする。

- 2 基準日前6月以内の期間において、[前条第1項](#)に定める割合のいずれにも該当する場合は、いずれか低い割合を適用する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により町議会の会議等を長期間欠席したときは、[前2条](#)の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害
- (2) 災害その他議長が[前号](#)に準ずると認める場合

(疑義の決定)

第6条 [この条例](#)の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第7条 [この条例](#)に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

[この条例](#)は、平成26年4月1日から施行する。



○豊山町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例

平成9年12月25日

条例第23号

平成10年3月に支給する期末手当に関する豊山町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和45年豊山町条例第6号)第6条第2項の適用については、同項の規定によりその例によることとされる豊山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成9年豊山町条例第22号)による改正後の豊山町職員の給与に関する条例(昭和38年豊山町条例第8号)第20条第2項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## ○長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

昭和54年9月25日

条例第18号

注 平成24年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 [この条例](#)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、市議会の議長、副議長、委員長(常任委員会及び議会運営委員会の委員長をいう。以下同じ。)及び議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議長、副議長、委員長及び議員(以下「議員等」という。)の議員報酬月額は、[別表](#)のとおりとする。

第3条 議員等が新たにその職についた日から日割計算により支給する。

第4条 議員等が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

2 議員報酬は、毎月21日から末日までに支給する。

(費用弁償)

第5条 議員等が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 [前項](#)の規定により支給する旅費の額は、内国旅行の旅費については[別表](#)のとおりとし、外国旅行の旅費については、市長に支給する旅費の額に相当する額とする。

3 [前項](#)に定めるもののほか、議員等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員等に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、辞職し、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満了した者等」という。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の142.5、12月に支給する場合には100分の157.5を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 [前項](#)の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(任期が満了した者等にあつては、任期が満了し、辞職し、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

4 [前項](#)に規定する在職期間の算定について必要な事項は、市長が定める。

5 [前3項](#)に定めるもののほか、期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

(平28条例20・一部改正)

(委任)

第7条 [この条例](#)の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 [この条例](#)は、公布の日から施行する。ただし、報酬に関する部分は、昭和54年9月1日から適用する。

2 長久手町議員の期末手当に関する条例(昭和32年長久手町条例第8号)は廃止する。

3 [この条例](#)施行前に、長久手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により既に支給された昭和54年9月1日から[この条例](#)施行の日までの期間に係る報酬は、[この条例](#)の規定による報酬の内払とみなす。

4 [この条例](#)に基づく議員等の旅費に関する規定は、[この条例](#)の施行日以後出発する旅行から適

用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

- 5 長久手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年長久手町条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 6 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附 則(昭和54年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。

附 則(昭和55年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、昭和55年10月1日から適用する。

附 則(昭和56年条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年1月1日から施行する。

(期末手当に関する特例措置)

- 2 昭和57年3月に支給する期末手当については、長久手町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和56年長久手町条例第25号)附則第9項の規定を準用する。

附 則(昭和59年条例第4号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第1号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第1号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第1号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第2号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第3号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第2号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成3年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、平成3年9月20日から適用する。

附 則(平成3年条例第26号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成4年条例第1号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第1号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第19号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成5年4月1日から適用する。
- 2 平成5年12月に改正前の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定に基づいて支給された議長、副議長、委員長及び議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける議長、副議長、委員長及び議員の平成6年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額を減じて得た額とする。

附 則(平成6年条例第1号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第17号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 平成6年12月に改正前の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定に基づいて支給された議長、副議長、委員長及び議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける議長、副議長、委員長及び議員の平成7年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額を減じて得た額とする。

附 則(平成7年条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第1号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第23号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。  
(平成11年度分の期末手当の額の特例)
- 3 平成11年12月に改正前の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定に基づいて支給された議長、副議長、委員長及び議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されることとなる期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける議長、副議長、委員長及び議員の平成12年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額を減じて得た額とする。

## 附 則(平成12年条例第44号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 平成12年12月に改正前の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定に基づいて支給された議長、副議長、委員長及び議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける議長、副議長、委員長及び議員の平成13年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額を減じて得た額とする。

## 附 則(平成13年条例第9号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

## 附 則(平成13年条例第30号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成13年4月1日から適用する。  
(期末手当の額の特例)
- 2 平成13年12月に改正前の長久手町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第6条の規定に基づいて支給される議長、副議長、委員長及び議員の期末手当の額が、改正後の条例第6条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける議長、副議長、委員長及び議員の平成14年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額を減じて得た額とする。  
(期末手当の内払)
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 付 則(平成14年条例第31号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

## 付 則(平成15年条例第20号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

## 付 則(平成16年条例第3号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

## 付 則(平成17年条例第39号)

この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成18年1月1日から施行する。

## 附 則(平成20年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成21年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成21年条例第23号)

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則(平成22年条例第4号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則(平成22年条例第22号)



この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第3号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第20号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条、第5条関係)

(平24条例14・一部改正)

区分	議員報酬月額	旅費						
		鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食事料 (1夜につき)
						甲地方	乙地方	
議長	48万8,000円	長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和41年長久手町条例第3号)の規定による市長に支給する旅費の額に相当する額						
副議長	42万3,000円							
委員長及び議員	36万2,000円							

備考 宿泊料の欄中、甲地方とは、東京都の区に存する地域、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市及び神戸市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。



○長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例

平成24年3月26日

条例第16号

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における議会の議長、副議長、委員長及び議員の議員報酬月額、[長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例\(昭和54年長久手町条例第18号\)第2条](#)の規定にかかわらず、[同条例別表](#)に定める議員報酬月額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

[この条例](#)は、平成24年4月1日から施行する。



平成20年改正における議会活動の範囲の明確化のイメージ

政治活動

議員活動

各派代表者会議  
広報・図書運営委員会  
正副委員長会議  
全員協議会  
会派・議員による調査研究等

議会活動  
議員派遣等

本会議・  
常任委員会・  
特別委員会・  
議会運営  
委員会

政治活動

議員活動

会派・議員による調査研究等

議会活動

議員派遣  
各派代表者会議  
広報・図書運営委員会  
正副委員長会議  
全員協議会等

本会議・  
常任委員会・  
特別委員会・  
議会運営  
委員会

※ 議員活動と政治活動は重なり合っている。